事例No.	285
公表年度	H28
団体の属性	都道府県
団体名	三重県

事例区分	公営企業

タグ	・電気事業 ・新たな政策手法の確立・活用 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	民間活用

事例内容・タイトル

「水力発電事業の段階的民間譲渡」

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

○ 事例名等

事例名	水力発電事業の段階的民間譲渡
団体名	三重県
事業名（事業区分）	電気事業

○団体及び事業の概要

行政区域内人口（人）	1,850,028	行政区域内面積（㎢）	5774.4
事業開始年月日	昭和29年4月1日	発電形式	水力発電（ダム水路式）ほか
発電所数	10	最大出力（kW）	98,000
年間発電電力量（MWh）	252,493.8	職員数（人）	62
年間電灯電力料収入（千円）	2,702,686		

※表中の計数中、水力発電事業にかかるものはH25年3月末時点

1．取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

（1）取組の背景

◇三重県電気事業の沿革

三重県電気事業は、昭和27年に電気事業許可を受け、宮川総合開発事業の一環として長発電所を建設し、その後、中南勢地域総合開発事業、石油代替エネルギー政策のもとで、10箇所の水力発電所を建設してきた。

◇全国的な動き

平成7年の電気事業法改正により発電市場が自由化され、発電事業への参入の可能性が拡大された。また、平成12年には、小売の一部自由化が行われ、その後も電力構造改革が進められた。公営電気事業者は、電力会社との間で平成22年3月までの電力受給に関する基本契約を締結し、契約期間中は総括原価方式に基づく卸供給体制が維持されるが、平成22年以降の条件は明らかになっておらず、今後の電力自由化の進展により、売電単価の更なる低廉化を求められることは必至であり、更なるコスト縮減等経営の効率化が必要であった。

経営形態に関しては、地方公営企業法が適用されてきた電気事業については、平成16年4月から地方独立行政法人の制度が創設された。また、経済社会の活性化を図るため、各分野において構造改革が推進されており、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、これまで公的部門が直接行ってきた事業について、民営化や民間委託などの民間的経営手法の導入が求められ、他県においては、電力会社またはその子会社への事業譲渡を行う事例が出てきた。

◇三重県での動き

三重県電気事業では、水力発電事業の附帯事業として運営していたRDF焼却・発電事業において、平成15年に発生したRDF貯蔵槽爆発事故の対応による安全対策経費などの支出の大幅な増加が見込まれたことや、電力需要が大幅に増加する見込みがない中で、電力の自由化により電力会社との電力受給に関する基本契約が終了する平成22年度以降の売電単価の引き下げが予想されたことなど厳しい経営状況が懸念された。加えて、平成16年9月の台風被害により長期間発電が滞るなど経営に悪影響を与えていた。

（2）検討を開始した契機・導入過程

◇県庁内での意思決定の経過

三重県企業庁において、平成17年度に第三者機関として「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、平成18年3月に企業庁長に「電気事業の経営形態は、現状どおり地方公営企業で実施する方法と電力会社等へ事業譲渡する方法の二通りの可能性が考えられる。」と提言が行われた。

また、これと平行して、三重県議会においても、議長の諮問機関として「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」が設置され、同委員会の報告を踏まえ、平成18年3月に議長から知事に対し、「電気事業は、民間に譲渡することが適切であると考えられる。」と提言がなされた。

このような経緯を踏まえ、知事が第三者機関として「公営企業（企業庁）のあり方検討委員会」を設置し、平成19年2月に「企業庁のあり方に関する基本的方向」を示し、そのなかで、以下の譲渡にあたっての基本的な3条件を示したうえで水力発電事業の民間譲渡を最初の選択肢とした。

①適正な譲渡価格、②すべての発電所の継続運営、③地域貢献の取組の継続

譲渡先については、水力発電やダム管理の技術・運営実績を有するなどを条件に候補を選定し、技術力、経営体制、地域対応力を考慮のうえ、A社を譲渡交渉先として決定した。

◇水力発電事業譲渡へ向けたA社との協議

平成19年9月にA社に譲渡交渉の申し入れを行い、その後協議を行ってきた。この協議において、譲渡・譲受にあたっての地域貢献の取組、設備、用地・権利関係等の課題整理、確認を進めるため、総合調整部会、設備部会、用地部会、水利部会の4つの部会を設置し、課題解決を進めた。

譲渡時期については、A社のシステムを整備する必要性から、10発電所を3グループに分け、平成25年から平成27年の3年間をかけて譲渡することとなった。

譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう資産の観点、他県での譲渡事例、収益性を考慮した事業価値などを踏まえて協議を行い決定した。

2. 取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい

水力発電事業譲渡について、A社と4つの部会を設けて課題整理解決を進めたが、県庁内においても、関係部長会議(後に副知事を座長とした水力発電譲渡連絡会議)を設け、課題整理解決にあたった。

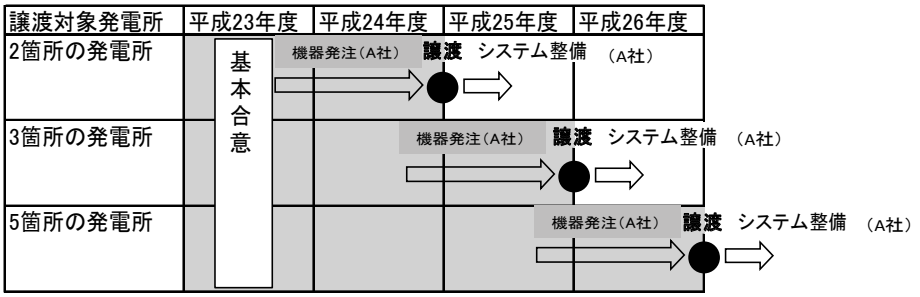
平成19年10月と平成20年1月の譲渡関係市町からの要望書や平成20年10月の県議会からの「水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題の解決に向けた提言」を踏まえて協議を進め、随時市町や県議会への説明を行う中で、平成21年3月にA社と平成22年度末譲渡を目標に協議を進める確認書を締結した。

その後の協議において、譲渡時期については、10箇所の水力発電所の運転監視システム整備が必要だが、整備に伴う発電停止のロスを最小限に抑えることにより、クリーンエネルギーとしての水力エネルギーを無駄なく利用できるという観点から、準備の整った発電所を順次引き渡す段階的な譲渡を行うとして、平成23年8月に事業譲渡の基本合意書を締結した。

基本合意書に基づき、譲渡するごとに譲渡・譲受に関する契約書を結び、平成25年度から平成27年度の3年間で譲渡を完了した。

(2)効果

平成25年4月1日に2発電所を譲渡。
平成26年4月1日に3発電所を譲渡。
平成27年4月1日に5発電所を譲渡。



譲渡後もA社により、すべての水力発電所が安全に運転を継続している。
譲渡の条件である地域貢献の取組についても、確実に履行している。

3. 他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点

譲渡後の地域貢献の取組が継続されているかどうかについては、県の副知事を座長とする部局横断的な「宮川流域振興調整会議」において検証することとしており、もし継続されていない場合には、A社や関係市町等と対応について調整することとしている。

(2)今後の課題等

すべての水力発電所の譲渡が完了して2年が経過し、譲渡した事業の残務整理も終結する。

今後は、地域貢献の取組の継続について検証していくとともに、水力発電事業の民間譲渡に伴う宮川流域諸課題について、譲渡先や関係市町等と連携し調整していく。

〇問合せ先

担当課	三重県企業庁　電気事業課		
TEL	059-224-2824	MAIL	kigyod@pref.mie.jp